# 名古屋市マンション再生アドバイザー団体の募集

マンションの将来について検討を始めようとする高経年マンションに対して、マンション再生の実績のある専門家を派遣し、一般的なアドバイスを受ける機会を創出することにより、管理組合内でマンションの将来像についての共有を図り、再生(改修、建替え、敷地売却)に向けた検討を促進することを目的としたマンション再生アドバイザー派遣事業を行います。そこで、再生アドバイザーを派遣することができる「再生アドバイザー団体」を募集します。なお、再生アドバイザー団体は本市の再生に関する事業にもご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

#### 事業内容

再生検討を行おうとする管理組合の申請に基づき、勉強会などに再生アドバイザーを派遣 し助言及び情報提供を行うものです。(令和5年7月3日から事業開始)

## 派遣対象

- ・マンション管理状況の届出を行っていること ・築後30年以上を経過していること
- 区分所有法に規定する建替え決議又はこれに準ずる措置がなされていないこと 等

### 派遣内容

- ·派遣人数:2名 ·派遣時間:2時間以内
- ・派遣費用:再生アドバイザーの派遣費用は本市が負担(管理組合は無料)
- ・派遣回数:同一マンション通算6回まで、各年度3回まで

## 派遣対象となる勉強会の内容

- ・改修の手法に関すること・建替えの手法に関すること
- ・敷地売却の手法に関すること・再生に向けた合意形成の進め方に関すること
- (注)上記に関する内容についての助言及び情報提供を行ってください。 図面の作成や事業計画・資金計画等の作成は対象外です。

## 専門家団体へお支払いする派遣費用

- 1回あたり60,000円(消費税等を含む。)
- (注)1回ごとに本市と契約をし、派遣費用をお支払いします。 振込先預金口座の情報を本市に登録(口座振替の登録)する必要があります。

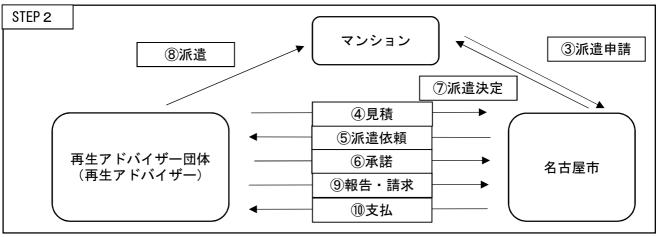
# 主な団体登録の要件

- ・10年以内にコーディネート業務(再生に関する計画作成や合意形成支援等の業務)の実 績を有している団体であること
- ・10年以内にコーディネート業務の実務経験を有する再生アドバイザーを2名以上登録 できる団体であること
- ・再生アドバイザーのうち、2名以上は再開発プランナー、一級建築士又は技術士(都市及び地方計画)のいずれかの資格を有していること など

#### 事業の流れ



- ①登録申請書、団体概要書及び再生アドバイザー概要書を提出してください。
  - (注) 再生アドバイザー登録簿に記載される情報は公表されます。



- ④見積書(押印必要)を提出してください。
- ⑥承諾書を提出してください。
- ⑨結果報告書と併せて請求書(押印不要)を提出してください。

#### 再生アドバイザーの遵守事項

- 営業及び勧誘行為並びに不必要な再生をあおることを行わないこと
- ・派遣事業に関して管理組合から謝礼又は金品の供与等を受けないこと
- ・個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守すること
- ・助言及び情報提供の内容をあらかじめ名古屋市と協議を行うこと

# 再生アドバイザー団体の遵守事項

- 再生アドバイザーが業務を円滑に行うことをサポートすること
- 派遣事業以外の本市の再生に関する事業において協力すること

## その他

- 有効期間は登録決定した日から5年間です。
- ・変更、辞退については、届出が必要となりますので、ご相談ください。

# 問い合わせ先

名古屋市役所住宅都市局住宅部住宅企画課

電話番号:052-972-2960

電子メールアドレス: a2960-01@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

★令和5年6月19日から募集開始(随時募集)